

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広報課)

ページ
一

号外(一) 平成二十年四月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各振興局
各振興局の事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程(昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「重点広報事項」に改め、同条中「担当部」を「担当部局」に、「年間広報計画を別記第一号様式により広報課長に毎年二月二十日までに」を「重点広報事項について、広報課長が定める様式により毎年二月末日までに広報課長に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主管課長は、前項の重点広報事項を三ヶ月ごとに更新し、これを広報課長に提出しなければならない。

第五条を削る。

第六条中「当該計画により主要施策広報事項に位置づけられた事項については別記第三号様式に係属書類を添え、お知らせ事項に位置づけられた事項については別記第四号様式により」を「広報課長が定める様式に係属書類を添え」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。
別表(第四条関係)

課 長	担 当 部 局 等
広報課長	知事直轄秘書広報部門
危機管理課長	知事直轄危機管理部門
財政課長	総務部
総合政策課長	総合企画部
環境生活政策課長	環境生活部
健康福祉政策課長	健康福祉部
産業政策課長	産業労働観光部
農政課長	農政部
林政課長	林政部
建設政策課長	県土整備部
都市政策課長	都市建設部
総務企画課長	ぎふ清流国体推進局
教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会事務局
警察本部広報県民課長	警察本部
出納事務局出納管理課長	出納事務局
県議会事務局総務課長	県議会事務局
人事委員会事務局職員課長	人事委員会事務局
監査委員事務局監査第一課長	監査委員事務局
労働委員会事務局審査調整課長	労働委員会事務局
各振興局振興課長	各振興局等

別記第一号様式から第四号様式までを削る。
附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)